

2009 J M R C 西日本ダートフェスティバル in 中部 (特別規則書)

公 示

本競技会は社団法人日本自動車連盟(J A F)の公認のもとに国際自動車連盟(F I A)の国際モータースポーツ規則およびその付則、それに準拠した日本自動車連盟の国内競技規則およびその付則、スピード行事競技開催規定、本競技会特別規則書に従ってJ A F公認準国内競技として開催される。

第1条 競技会の名称

2009 J M R C 西日本ダートフェスティバル in 中部

第2条 競技種目

ダートトライアル

第3条 競技の格式

J A F公認準国内競技
J A F公認番号 2009-2223

第4条 開催日

2009年11月21日(土)~22日(日)

第5条 開催場所

名 称: 輪島市門前モータースポーツ公園
所在地: 石川県輪島市門前町道下 118 の 48 番地 1

第6条 オーガナイザー

名 称: マイペースラリーチームオブ金沢(M R T - 金沢)
代表者: 大弥 保憲 TEL 076-204-6860
所在地: 〒924-0862 石川県白山市安田町 35 番地 1

協 力: J M R C 中部 J M R C 近畿 J M R C 中国 J M R C 四国 J M R C 九州

第7条 大会役員及び 競技会主要役員

大会役員
大会名誉会長: 梶 文秋 (輪島市長)
大 会 会 長: 鈴木 隆史 (J M R C 中部運営委員長)
組 織 委 員 長: 綱 綱 孝二 (J M R C 中部ダートラ部会長)
組 織 委 員 長: 岩根 つもる (J M R C 中国ダートラ部会長)
組 織 委 員 長: 杉尾 泰之 (J M R C 近畿ダートラ部会長)
競技会審査委員会
審 査 委 員 長: 今福 和彦 (J M R C 九州ダートラ部会長)
審 査 委 員 長: 藤沢 繁美 (J M R C 四国ダートラ部会長)
審 査 委 員 長: 村瀬 秋男 (組織委員会任命)
競技役員
競 技 長: 福田 淳三 (Three - R)
副 競 技 長: 高越 博司 (MSC - 門前)
コース委員長: 山崎 利博 (F A S C)
計 時 委 員 長: 落合 啓司 (E A T H)
技 術 委 員 長: 小杉 兼一 (T O M B O)
救 急 委 員 長: 石動 雅久 (Three R)
事 務 局 長: 大弥 保憲 (M R T - 金沢)

第8条 開催タイムスケジュール

11月21日(土)
ゲートオープン 8:30
公開練習受付 9:30~12:30
コースオープン 9:45~10:45
公開練習第1ヒート 11:00~
コースオープン ヒート終了後45分間
公開練習第2ヒート ヒート終了後60分後~
公式受付A 14:00~16:00
公式車検A 14:15~16:30
車両保管 16:30~30日6:00まで
11月22日(日)
ゲートオープン 6:00
公式受付B 6:10~7:00
公式車検B 6:20~7:10
コースオープン 6:30~7:20
フリーフィング 7:30~
第1ヒート 8:10~
コースオープン 第1ヒート終了後 45分間
第2ヒート 第1ヒート終了後 60分後~
表彰式・閉会式 16:00~(予定)

第9条 公式通知

本規則に記載されていない競技運営上の細則及び参加者に対する指示事項は公式通知により示す。

第10条 参加車両

1) 2009年国内競技車両規則第3編スピード車両規定に合致した車両とする。
2) 全ての参加車両は乗員保護の為、6点以上のロールバーを装着しなければならない。

第11条 競技区分

- N部門(2009国内競技車両規則第3編スピードN車両規定に適合した車両)
N クラス 2輪駆動のN車両
N クラス 1600cc以下の4輪駆動のN車両
N クラス 1600ccを超える4輪駆動のN車両
- S部門(2009国内競技車両規則第3編スピードS A・S C車両規定に適合した車両)
S クラス 1500cc以下の2輪駆動のS A車両
S クラス 1500ccを超える2輪駆動のS A車両及び排気量区分なしの2輪駆動のS C車両
S クラス 3000cc以下の4輪駆動のS A・S C車両
S クラス 3000ccを超える4輪駆動のS A・S C車両
- D車両部門(2009国内競技車両規則第3編スピードD車両規定に適合した車両)
排気量区分なし
- Eキジビジョンクラス(2009国内競技車両規則第3編スピード車両規定に適合した車両)
・レディースクラス 排気量区分無し
- R W Dクラス(2009国内競技車両規則第3編スピード車両規定に適合した車両)
排気量区分無しの後輪駆動車
R W Dクラスは、参加台数が5台に満たない場合は、該当クラスに統合する。

第12条 参加者および競技運転者

- 参加者は、有効なJ A F発給の競技参加者許可証の所持者でなければならない。ただし競技運転者は参加者を兼ねることが出来る。
- 競技運転者(ドライバー)は有効な自動車運転免許と有効なJ A F競技運転者許可証国内B以上の所持者であること。
- その他何らかの理由により警察等行政機関により処罰もしくは疑義のあるものは参加できない。
- 競技運転者は、競技中に有効な500万以上の傷害保険又は、J M R C全国共同共済に加入している者とし、J M R C発行の当該年度有効なメンバーズカード又は加入を証明できる書類を受付に掲示すること。

第13条 参加資格(優先順)

- D(中部)・E(近畿)・F(中国)・G(四国)・H(九州)地区に当該スポーツ登録を有する者。
- 各地区ジュニアシリーズ 1位~3位
- 各地区チャンピオンシリーズ 4位~
- Lクラス 各地区の女性ドライバー
- その他においても各地区の承認を得て参加可能とする。

第14条 参加制限

- 全クラスを併せて160台以下とする。但し、参加台数が160台に満たない場合は各地区ダートラ部会より推薦する。
- ダブルエントリー(重複参加)は同一クラスのみとし一台の車両に2名までとする。但し、レディースクラス、R W Dクラスは他のクラスとの重複参加は認める。

第15条 参加料

- 参加料は次の通りとする。
D地区 1名 22,000円
その他の地区 1名 20,000円
エキジビジョンクラス(レディース) 1名 10,000円
- サービス登録料は、次の通りとする。
サービスカー 1台 2,000円
(1人につき5m未満の車両1台まで)
- その他の費用(参加費用明細書にて申込みの事)
公開練習費用 5,000円
- 参加締切日以降の取り消しは、いかなる場合も参加料の返還はされない。
- 公式車検で出走を拒否された場合も参加料は返還されない。

第16条 参加受付

- 参加者は下記の書類に必要事項を明記し、期日までに参加料を添えて提出しなければならない。
参加申込書(署名、捺印すること)
車両改造申告書
自己紹介申告書
参加費用明細書
なお、競技開催日に満20歳未満のドライバーは、親権者による同意書への署名捺印を必要とする。
- 受付期間
受付開始: 2009年 10月 19日(月)
受付締切: 2009年 10月 30日(金)
- 電話、F A X による参加申し込みは受け付けない。
- 参加申込場所
参加者は下記のJ M R C各地域の西日本ダートフェスティバル事務局宛に申込み事。
D(中部)地区
〒462-0012
愛知県名古屋市守山区茶臼前 19-24 ピアネーズ喜多山 602 号
綱 綱 孝二 TEL 052-710-2874
E(近畿)地区
〒651-2401
兵庫県神戸市西区岩岡町岩岡 271 (株)杉尾ガレージ内
杉尾 泰之 TEL 078-967-2641
F(中国)地区
〒738-0034
広島県廿日市市宮内 1450 岩根自動車板金内
岩根 つもる TEL 0829-39-0590
G(四国)地区
〒760-0005
香川県高松市宮脇町 1 丁目 8-26
藤沢 繁美 TEL 087-831-5789

H (九州) 地区
〒820-1112
福岡県飯塚市鹿毛馬 266-1
今福和彦 TEL 09496-2-0252
携帯 090-3328-5449

5) 大会事務局
〒924-0821
石川県白山市木津町 1061
福田 淳三
TEL 76-276-5753 FAX 076-276-5650

第 1 7 条 参加者の遵守事項

- 1) ドライバーは競技中、レーシングスーツ、ヘルメット、指先まで完全に覆う手袋を着用しなければならない。
- 2) 全ての参加者は、明朗かつ公正に行動し、言動を慎み、スポーツマンシップにのっとりたマナーを保たなければならない。
- 3) 参加者は、競技中に神経作用に影響を及ぼす薬物を使用したり、飲酒したりしてはならない。
- 4) 参加者は、主催者や大会後援会、競技会審査委員会の名誉を傷つけるような言動をしてはならない。
- 5) パドック内は全てパドック委員の指示に従い徐行とする。
- 6) 公式車検の終了した車両は、競技終了まで競技会場外へ出られない。
(車両持ち出し申告書を提出し、許可されたものは除く)
- 7) 入賞した競技運転者は、レーシングスーツ着用で表彰式へ出席する事を義務付ける。

第 1 8 条 車両及び競技運転者の変更

- 1) 競技運転者の変更は認めない。
- 2) 正式受理後の車両変更は認められない。
ただし、参加車両に故障・破損等やむを得ない事情がある場合当日受付終了時まで大会事務局あてに理由を付した変更届け及び変更する車両の必要書類を提出した場合、競技会審査委員会が承認すれば同一クラスに限り許される場合がある。

第 1 9 条 公式車両検査

- 1) ドライバーは車両とともに指定の時間内に所定の公式車両検査を受けなければならない。
- 2) 公式車両検査を受けない車両及び公式車両検査の結果不適切と判断された車両は出場を拒否する。
- 3) 技術委員長は、安全性について不適切と判断した個所については修正を命ずる。
修正不可能な場合は、スタートを拒否する。
- 4) 競技終了後、上位入賞車両は再車検を行う。

第 2 0 条 ドライバースプリーフィング

- 1) 競技長はタイムスケジュールに従い、競技会審査委員会出席のもとでドライバースプリーフィングを開催する。
- 2) ドライバーは、必ずドライバースプリーフィングに出席しなければならない。

第 2 1 条 慣熟歩行

- 1) コースの慣熟はコースオープン時間内に歩行にて行う。
- 2) 慣熟歩行に替わり自転車の使用は可とする
- 3) 慣熟歩行は公式車両検査終了後行う事が望ましい。但しサービス員が車検に立ち会う場合はこの限りではない。
- 4) コース図は公式通知とともに公示する。

第 2 2 条 スタート及び走行、ペナルティ

- 1) スタートは原則としてゼッケン順に行う。
- 2) スタートは、スタート位置よりエンジンを始動した状態でスタートし、コントロールラインを通過するスタート方法とする。
- 3) スタート合図は国旗又はクラブ旗によって行われる。
- 4) スタート合図後 1 0 秒以内にスタートしない場合は、当該ヒートの出走資格を失う。
- 5) 反則スタートは当該ヒートの走行タイムに 1 0 秒が加算される。
- 6) コース設定の為のパイロンに接触し転倒または移動した場合、1 個につき 5 秒が、当該ヒートの走行タイムに加算される。
- 7) ミスコースの場合、そのヒートの走行は無効となる。但し、ミスコースに気づいて正しいコースに戻った場合は、ミスコースとしない。
- 8) 走行は原則として 2 ヒート行う。
- 9) 運転席側の窓ガラス及び、サンルーフを開けて走行した場合、当該ヒートの走行は無効となる。
- 10) 競技車両がゴールラインを通過した時点でチェッカー旗が振られ、当該ヒートは終了する。
- 11) スタート後 3 分以内にゴールラインに到達しない場合は、当該ヒートは無効とし、その車両はコースより排除される。
- 12) 危険防止の為、フィニッシュ後は所定の位置に一旦停止する事。

第 2 3 条 信号合図

- ・ 国旗 : スタート
- ・ 黄旗 : パイロン接触、移動、転倒
- ・ 赤旗 : 危険あり停止せよ
- ・ 黒旗 : ミスコース
- ・ チェッカー : ゴール

第 2 4 条 計時

- 1) 計測は、競技車両が最初の計測ラインを横切った時より開始し、最終の計測ラインを横切った時に終了する。
- 2) 計測は光電式計測機器を使用し、1/1000 秒までを結果とする。バックアップは光電管又はストップウォッチを使用する。

第 2 5 条 順位決定

原則として 2 ヒート走行し、2 ヒートのうち良好なタイムを結果として採用し最終の順位を決定する。但

し、同一タイムの者が複数の場合は、以下の基準により順位を決定する。
(1) セカンドタイムの良好な者。
(2) 排気量の小さい順。
(3) 競技会審査委員会の決定による。

第 2 6 条 失格規定

本競技会において次の行為を行った場合、競技会審査委員会の決定により競技運転者を失格とする。
1) 競技役員の重要な指示に従わなかった場合。
2) 不正行為を行った者。
3) コースアウト等で他人及び、施設等に重大な損害を与えた場合。
4) 車両保管中申告なしに競技車両を持ち出したり、修理を行った場合。
5) 会場内において、暴力、暴言、威圧行為等を行った場合。

第 2 7 条 抗議の手続きと時間制限

- 1) 自分が不当に処遇されていると判断する参加者は、これに対し抗議することができる。
- 2) 抗議は必ず文書によるものとし、J A F 所定の抗議料 20,300 円を添えて、競技長を経由し、競技会審査委員会に提出する事。
- 3) コース委員の判定及び、計時システムに関する抗議は一切受け付けない。
- 4) 競技に対する抗議は競技終了後 3 0 分以内、競技結果に対する抗議は暫定結果発表後 3 0 分以内に、技術委員または車両検査員の決定に対する抗議は、その決定直後に提出されなければならない。

第 2 8 条 抗議の裁定

- 1) 競技会審査委員会の裁定結果は関係当事者のみに口頭で宣告される。
- 2) 抗議料は抗議が成立した場合にのみ抗議提出者に返還される。

第 2 9 条 罰則の適用

- 1) 本規則及び公式通知で定められた規則に対する違反の罰則は、競技会審査委員会が決定し、違反者に通知される。
- 2) 本規則の違反の罰則は出場拒否または失格とする。

第 3 0 条 遵守事項

- 1) 参加者及び競技運転者は、参加車両及びその付属品等の損傷、盗難、紛失等の損害及び会場の施設、器物を破損させた場合の補償等、理由の如何にかかわらず各自が責任を負わなければならない。
- 2) 参加者、競技運転者、サービス員、ゲスト、は J A F 及び、オーガナイザーならびに大会役員、競技役員が一切の損害補償の責任を免除されている事を了承しなければならない。すなわち、大会役員、競技役員がその役務に最善を尽くす事は勿論であるが、その役務遂行に起因するものであっても、参加者、競技運転者、サービス員、ゲスト、観客、大会役員の死亡、負傷、車両の損害に対して一切の損害賠償責任を負わないものとする。

第 3 1 条 賞典

- 1) 全部門 全クラス
1 位 ~ 3 位 J A F メダル・副賞
4 位 ~ 6 位 副賞
但し、参加台数により、クラス台数の 1 / 2 を目安とする。
- 2) 表彰対象者が表彰式を欠席した場合には、表彰を放棄したもとしてオーガナイザーの用意した副賞は授与されない。
- 3) 地区対抗戦
各地区上位入賞者のポイントにより、優勝旗及び副賞 (3 位まで) が授与される。
なお、ポイント集計の詳細については、地区別の参加台数等を考慮し、公式通知にて発表する。

第 3 2 条 競技会の延期、中止または短縮

- 1) 保安上または不可抗力のため競技会実施あるいは続行が困難になった場合、競技会審査委員会の決定によって競技会の成立、延期、中止、短縮を行う場合がある。
- 2) 競技会の成立は第 1 ヒートが終了した時点で成立する。
- 3) オーガナイザーは、競技会の延期のため参加者が出場できない場合、または中止の場合は参加料を返還すること。ただし天災地変の場合はこの限りではない。

第 3 3 条 規則の施行ならびに記載されていない事項

- 1) 本規則は本競技会に適用されるもので参加受付と同時に有効となる。
- 2) 本規則に記載されていない事項については、FIA 国際モータースポーツ競技規則とその付則、および JAF 国内競技規則とその付則に準拠する。
- 3) 本規則書発行後、J A F により決定され公示された事項は、すべて本規則に優先する。

以上

大会組織委員会